

経 済 産 業 省

20220406 貿局第1号
輸出注意事項2022第15号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出管理内部規程の届出等について」（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号）の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和4年4月13日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸出管理内部規程の届出等について」の一部改正について

「輸出管理内部規程の届出等について」（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- 1 この通達は、令和4年5月1日から施行する。

「輸出管理内部規程の届出等について」の一部を改正する通達案 新旧対照条文

○輸出管理内部規程の届出等について（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号）

改正後	現 行
<p>1～5 (略)</p> <p>6 輸出者等の名称等の公表等について</p> <p>経済産業省は、輸出者等遵守基準並びにリスト規制、大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器補完的輸出規制に対応し、かつ、監査を実施し、自らの輸出管理体制の運用状況が適切であるとして「輸出管理内部規程の実施状況の公表について（宣言）【様式6】」を下記7あてに提出した輸出者等については、「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙3】」（ただし、過去13か月以内に発行されたものに限る。）が発行された場合、<u>当該輸出者等の法人番号、名称、所在地及びホームページのアドレス（和・英）を経済産業省のホームページにおいて公表する。</u>ただし、公表後において、輸出管理体制の運用状況が適切でない点があることが確認されたときは、輸出管理体制の運用状況が適切であると新たに認められるまでの間、経済産業省のホームページから削除する。</p> <p>なお、公表を希望しなくなった場合は、その旨を記載した書面（様式自由）を下記7あてに1通提出すること。</p> <p>7 資料の提出先及び本件問い合わせ先：</p> <p>経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室 指導担当 住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL 03-3501-2841</p> <p>e-mail qqfcbh@meti.go.jp</p> <p>(注) 下記8の規定のとおり、令和4年5月1日以降は、電子申請により行うも</p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6 輸出者等の名称等の公表等について</p> <p>経済産業省は、輸出者等遵守基準並びにリスト規制、大量破壊兵器キャッチオール規制及び通常兵器補完的輸出規制に対応し、かつ、監査を実施し、自らの輸出管理体制の運用状況が適切であるとして「輸出管理内部規程の実施状況の公表について（宣言）【様式6】」を下記7あてに提出した輸出者等については、「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」及び「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙3】」（ただし、過去13か月以内に発行されたものに限る。）が発行された場合、<u>当該輸出者等の名称、所在地及びホームページのアドレス（和・英）を経済産業省のホームページにおいて公表する。</u>ただし、公表後において、輸出管理体制の運用状況が適切でない点があることが確認されたときは、輸出管理体制の運用状況が適切であると新たに認められるまでの間、経済産業省のホームページから削除する。</p> <p>なお、公表を希望しなくなった場合は、その旨を記載した書面（様式自由）を下記7あてに1通提出すること。</p> <p>7 資料の提出先及び本件問合せ先：</p> <p>経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室 指導担当 住 所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL 03-3501-2841</p> <p>e-mail qqfcbh@meti.go.jp</p>

のとするが、8（1）ただし書に該当する場合は、上記の提出先に郵送により提出することができる。

8 電子申請

（1）上記1から6までの規定にかかわらず、令和4年5月1日以降は、次のいずれかの方法（以下「電子申請」という。）により届出を行うこと（上記2及び4の規定による受理票の返却を除く。）。ただし、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室が認める場合は、この限りでない。

① 「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について」（平成12年3月31日付け平成12・03・17貿局第4号・輸出注意事項12第15号・輸入注意事項12第8号）に定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行う方法

② 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。）による送信（送信先）

輸出管理内部規程に関する届出： bz1-CP@meti.go.jp

輸出者等概要・自己管理チェックリストに関する届出： bz1-CL@meti.go.jp

（2）（1）により届出が受理され、かつ、本通達の内容を満たすと認められる場合には、当該届出者に対して「輸出管理内部規程受理票【別紙2】」又は「輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙3】」（（3）において「受理票」という。）を（1）①に規定する電子情報処理組織又は電子メールにより送信する。

（3）その他

①上記2及び4の規定により返却する受理票は、上記7宛てに郵送すること。

②（2）の規定により、新たな受理票を受理した届出者は、当該届出前に書面で発行された受理票を、上記7宛てに郵送にて返却する。ただし、旧受理票が（2）の規定により送信されたものである場合は、当該届出者が新たな受理票を受信した時点で当該旧受理票は効力を失うものとし、その返却は不要とする。

（新設）

様式1

年 月 日

経済産業大臣 殿

法人番号
 提出者名（輸出者等名）
 氏名又は名称
 及び代表者の氏名 _____
 〒
 住 所 _____
 電話番号（担当） _____

輸出管理内部規程の届出について

1. (略)
2. 輸出管理内部規程関係連絡担当者名

担当者名：
 部署名：
 役職名：
 連絡先住所（1. 所在地（本社の登記簿上の本店の住所）と異なる場合）：
 電話番号：
 （削る）
 e-mail：

(略)

様式2 (略)

様式3 (別添B参照)

様式4

年 月 日

経済産業大臣 殿

様式1

年 月 日

経済産業大臣 殿

(新設)
 提出者名（輸出者等名）
 氏名又は名称
 及び代表者の氏名 _____
 〒
 住 所 _____
 電話番号（担当） _____

輸出管理内部規程の届出について

1. (略)
2. 輸出管理内部規程関係連絡担当者名

担当者名：
 部署名：
 役職名：
 連絡先住所（1. 所在地（本社の登記簿上の本店の住所）と異なる場合）：
 電話番号：
ファックス番号：
 e-mail：

(略)

様式2 (略)

様式3 (別添A参照)

様式4

年 月 日

経済産業大臣 殿

法人番号
提出者名（輸出者等名）
氏名又は名称
及び代表者の氏名 _____
〒
住 所 _____
電話番号（担当） _____

輸出管理内部規程の内容変更届

(略)

<連絡担当>
担当者名：
部署名：
役職名：
電話番号：
(削る)
e-mail：

(略)

様式5

年 月 日

経済産業大臣 殿

法人番号
提出者名（輸出者等名）
氏名又は名称
及び代表者の氏名 _____
〒
住 所 _____
電話番号（担当） _____

(新設)
提出者名（輸出者等名）
氏名又は名称
及び代表者の氏名 _____
〒
住 所 _____
電話番号（担当） _____

輸出管理内部規程の内容変更届

(略)

<連絡担当>
担当者名：
部署名：
役職名：
電話番号：
ファックス番号：
e-mail：

(略)

様式5

年 月 日

経済産業大臣 殿

(新設)
提出者名（輸出者等名）
氏名又は名称
及び代表者の氏名 _____
〒
住 所 _____
電話番号（担当） _____

輸出管理内部規程の取下げ届

(略)

<連絡担当>

担当者名 :

部署名 :

役職名 :

電話番号 :

(削る)

e-mail :

様式 6

(略)

経済産業省ホームページ公表用データ	
法人番号	_____
輸出者等名	(和) _____ (英) _____
所在地	(和) 〒 _____
所在地	(英) _____
website	(和) _____ (英) _____

(略)

様式 7

年 月 日

経済産業大臣 殿

法人番号

提出者名 (輸出者等名)

輸出管理内部規程の取下げ届

(略)

<連絡担当>

担当者名 :

部署名 :

役職名 :

電話番号 :

ファックス番号 :

e-mail :

様式 6

(略)

経済産業省ホームページ公表用データ	
(新設) 輸出者等名	(和) _____ (英) _____
所在地	(和) 〒 _____
所在地	(英) _____
website	(和) _____ (英) _____

(略)

様式 7

年 月 日

経済産業大臣 殿

(新設)

提出者名 (輸出者等名)

氏名又は名称
及び代表者の氏名 _____
〒 _____
住 所 _____
電話番号 (担当) _____

受理票の記載事項に係る変更届

(略)

<連絡担当>
担当者名：
部署名：
役職名：
電話番号：
(削る)
e-mail：

別紙1～別紙3 (略)

氏名又は名称
及び代表者の氏名 _____
〒 _____
住 所 _____
電話番号 (担当) _____

受理票の記載事項に係る変更届

(略)

<連絡担当>
担当者名：
部署名：
役職名：
電話番号：
ファックス番号：
e-mail：

別紙1～別紙3 (略)

輸出者等概要・自己管理チェックリスト

経済産業大臣殿

提出者(注1) 輸出者等名 :

氏名又は名称
及び代表者の氏名(注2)

住所 〒

提出年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

電話番号 _____

次のとおり提出します。

1. 輸出管理内部規程受理番号(注3) _____

2. 連絡担当者	所属名 役職名		氏名 eメール		TEL FAX	
	住所(提出者の住所と異なる場合) 〒					

(以下、略)

輸出者等概要・自己管理チェックリスト

経済産業大臣殿

提出者(注1) 輸出者等名 :

氏名又は名称
及び代表者の役職・氏名(注2)

住所 〒

提出年月日 年 月 日

電話番号

次のとおり提出します。なお、本記載内容は事実と相違ないことを確認しました。

1. 輸出管理内部規程受理番号(注3)

2. 連絡担当者	所属名 役職名		氏名 eメール		TEL (削る)	
	住所(提出者の住所と異なる場合) 〒					

(以下、略)